



兵 庫 労 働 局 発 表
平 成 2 4 年 1 1 月 2 9 日

報道関係者 各位

〔 照 会 先 〕

兵庫労働局労働基準部

安 全 課

課 長 高 尾 聡

安全専門官 磯 川 雄 一

TEL 078-367-9152

FAX 078-367-9166

管内の労働災害の発生状況について 3 年 連 続 の 増 加 の 危 機

兵庫労働局管内の労働災害（休業4日以上）の件数は、長期的には着実に減少していますが、平成22年、23年と2年連続で増加しました。

なお、平成23年の管内の死亡災害については、37人と平成22年の60人から約40%の大幅減少となり、過去最少を記録しました。

しかしながら、平成24年の死亡災害は10月末現在31人（前年同期比+4人）となり、とりわけ建設業では13人（前年同期比+4人）となっています。

また、休業4日以上労働災害も10月末現在3,431人となり、前年同期の3,446人からわずかに減少していますが、なお、3年連続の増加が危惧される状況にあります。

兵庫労働局（局長 前田芳延）では、労働災害が多発している業種への対策として、転倒、動作の反動・無理な動作による災害が約50%を占める小売業、社会福祉施設での4S運動（整理、整頓、清掃、清潔）の普及、陸上貨物運送事業での荷役作業時の墜落・転落災害防止対策の実施、建設業でのリスクアセスメントの普及をはじめとした自主的な安全衛生活動の推進を指導してきました。また、建設業における墜落・転落災害が多発していることから、足場からの墜落・転落災害防止の指導を行うとともに、墜落時保護用保護帽の着用の徹底を指導しています。

さらに、年末年始に向け、労働災害を発生させることなく新年を迎えるため、下記の取組を行っています。

記

1 平成 24 年 10 月 16 日 「労働災害減少に向けた緊急要請について」

兵庫労働局長名にて、県下 118 関係団体に対して、労働災害防止対策の徹底を要請しました。

2 「あんぜんプロジェクト」等の参加勧奨について

厚生労働省では、労働災害のない日本を目指す安全の取組として「あんぜんプロジェクト」と題し、働く方の安全に一生懸命に取り組んでいる企業を応援する制度を設けており、県内の主要事業場への参加勧奨を行いました。

平成 24 年 10 月 23 日現在、プロジェクトには全国で 110 社、うち、兵庫労働局管内では 2 社（バンドー化学株式会社、株式会社神戸製鋼所神戸中央総合技術研究所）が参加しています。

平成 24 年 11 月に兵庫県内の主要事業場にプロジェクトの参加を呼びかけたところ、そのうち、7 社（製造業 4 社、建設業 1 社、その他 2 社）が参加を表明しています。

3 「年末年始安全大会」等について

県内各地において開催される安全大会等に局幹部が出席し、「労働災害減少に向けた緊急要請」、「あんぜんプロジェクト」への参加勧奨及び「年末年始無災害運動」への取組について要請を行うこととしています。

平成 24 年 12 月 安全大会等開催予定数

6 団体（神戸地区 2、尼崎地区 1、姫路地区 1、伊丹地区 1、淡路地区 1）

（添付資料）

1 労働災害発生状況 資料No. 1

2 労働災害減少に向けた緊急要請 資料No. 2

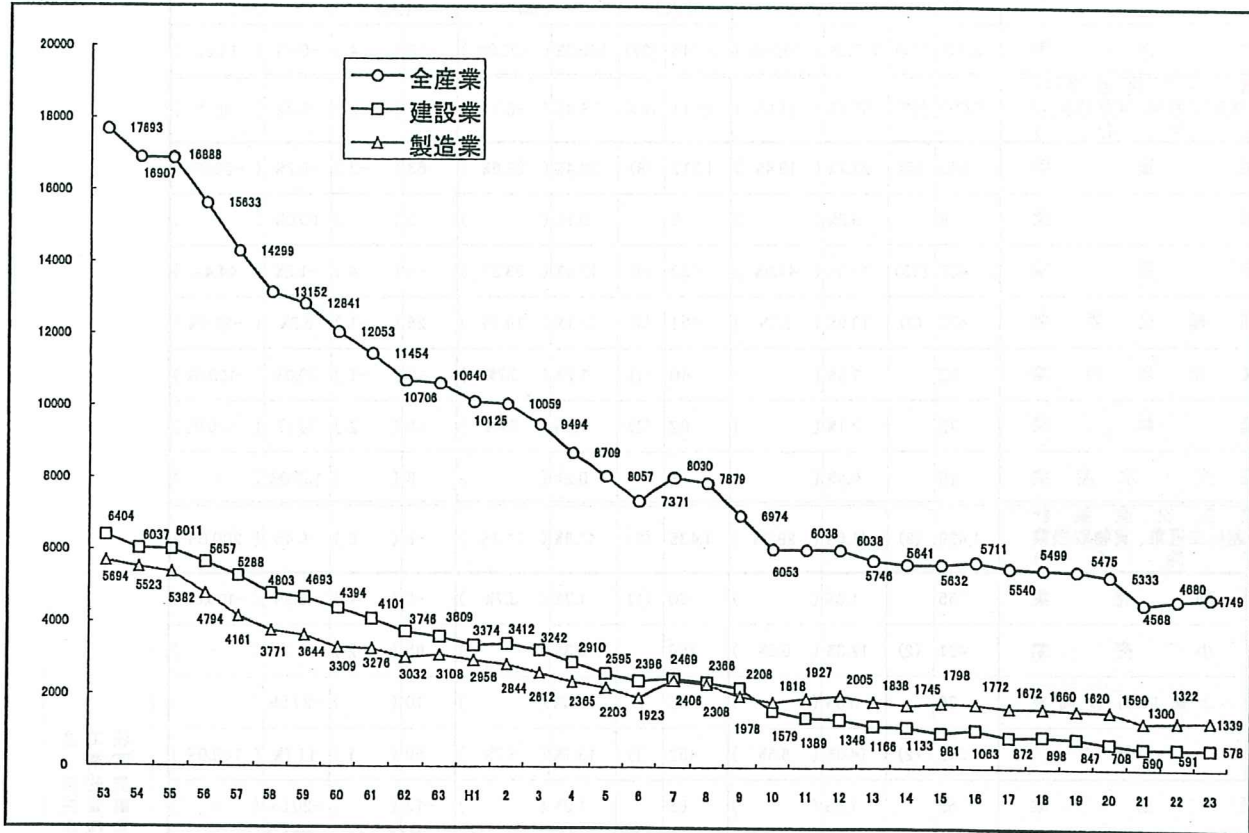
3 あんぜんプロジェクト 資料No. 3

4 年末年始無災害運動 資料No. 4

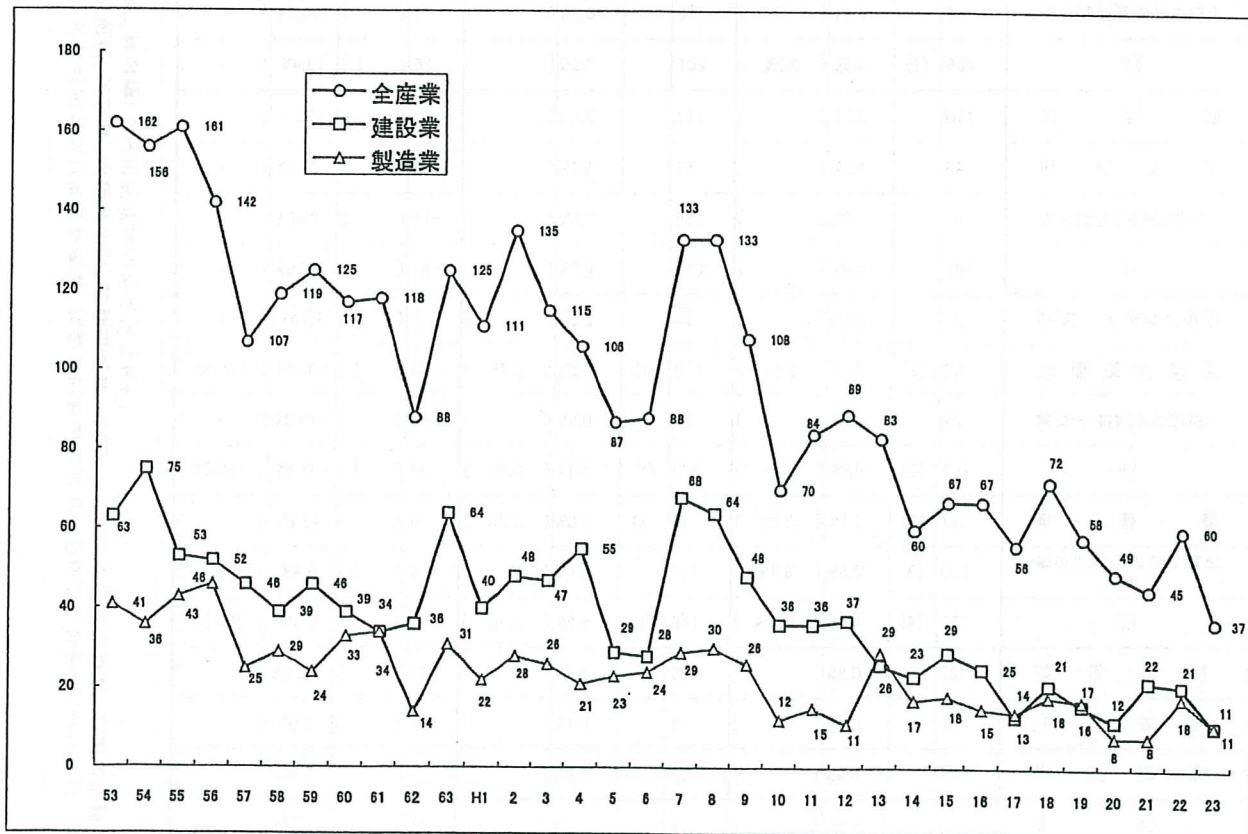
1 災害発生状況の推移(業種別) 昭和53年～平成23年

【図1 死傷災害の推移】

兵庫労働局



【図2 死亡災害の推移】



平成24年(1月～10月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上死傷災害)により作成
※()内の数値は死亡者数(内数)を表す

2 業種別の労働災害発生状況(対前年比)

兵庫労働局

【表1 業種別の労働災害発生状況】

業 種		平成24年(1月～10月)				前 年 同 期				前 年 比 較			
		死傷者数 (人)		構成比 (%)		死傷者数 (人)		構成比 (%)		増減数 (人)		増減率 (%)	
全 産 業		3,431	(31)	100.0%	(100.0%)	3,446	(27)	100.0%	(100.0%)	-15	(4)	-0.4%	(14.8%)
第一・二次産業計 (運輸交通業、貨物取扱業を 含 む)		2,002	(22)	58.4%	(71.0%)	2,011	(24)	58.4%	(88.9%)	-9	(-2)	-0.4%	(-8.3%)
製 造 業		949	(6)	27.7%	(19.4%)	1,012	(8)	29.4%	(29.6%)	-63	(-2)	-6.2%	(-25.0%)
鉱 業		8		0.2%	()	5		0.1%	()	3	()	60.0%	(-)
建 設 業		428	(13)	12.5%	(41.9%)	433	(9)	12.6%	(33.3%)	-5	(4)	-1.2%	(44.4%)
運 輸 交 通 業		477	(3)	13.9%	(9.7%)	451	(4)	13.1%	(14.8%)	26	(-1)	5.8%	(-25.0%)
貨 物 取 扱 業		52		1.5%	()	40	(1)	1.2%	(3.7%)	12	(-1)	30.0%	(-100.0%)
農 林 業		72		2.1%	()	62	(2)	1.8%	(7.4%)	10	(-2)	16.1%	(-100.0%)
畜 産 ・ 水 産 業		16		0.5%	()	8		0.2%	()	8	()	100.0%	(-)
第三次産業計 (運輸交通業、貨物取扱業を 除 く)		1,429	(9)	41.6%	(29.0%)	1,435	(3)	41.6%	(11.1%)	-6	(6)	-0.4%	(200.0%)
商業	卸 売 業	55		1.6%	()	60	(1)	1.7%	(3.7%)	-5	(-1)	-8.3%	(-100.0%)
	小 売 業	421	(2)	12.3%	(6.5%)	356		10.3%	()	65	(2)	18.3%	(-)
	上記以外の商業	26		0.8%	()	36		1.0%	()	-10	()	-27.8%	(-)
	計	502	(2)	14.6%	(6.5%)	452	(1)	13.1%	(3.7%)	50	(1)	11.1%	(100.0%)
通 信 業		52		1.5%	()	65		1.9%	()	-13	()	-20.0%	(-)
保健衛生業	医 療 保 健 業	92		2.7%	()	76		2.2%	()	16	()	21.1%	(-)
	社 会 福 祉 施 設	200	(1)	5.8%	(3.2%)	173		5.0%	()	27	(1)	15.6%	(-)
	上記以外の保健衛生業	4		0.1%	()	12		0.3%	()	-8	()	-66.7%	(-)
	計	296	(1)	8.6%	(3.2%)	261		7.6%	()	35	(1)	13.4%	(-)
接客娯楽業	飲 食 店	110		3.2%	()	117		3.4%	()	-7	()	-6.0%	(-)
	ゴ ル フ 場	43		1.3%	()	59		1.7%	()	-16	()	-27.1%	(-)
	上記以外の接客娯楽業	42		1.2%	()	56		1.6%	()	-14	()	-25.0%	(-)
	計	195		5.7%	()	232		6.7%	()	-37	()	-15.9%	(-)
清掃・と畜業	ビルメンテナンス業	77		2.2%	()	70		2.0%	()	7	()	10.0%	(-)
	廃 棄 物 処 理 業	63	(2)	1.8%	(6.5%)	100	(1)	2.9%	(3.7%)	-37	(1)	-37.0%	(100.0%)
	上位以外の清掃・と畜業	27		0.8%	()	30		0.9%	()	-3	()	-10.0%	(-)
	計	167	(2)	4.9%	(6.5%)	200	(1)	5.8%	(3.7%)	-33	(1)	-16.5%	(100.0%)
その他の事業	警 備 業	37	(1)	1.1%	(3.2%)	33	(1)	1.0%	(3.7%)	4	()	12.1%	()
	上記以外のその他の事業	120	(3)	3.5%	(9.7%)	116		3.4%	()	4	(3)	3.4%	(-)
	計	157	(4)	4.6%	(12.9%)	149	(1)	4.3%	(3.7%)	8	(3)	5.4%	(300.0%)
金 融 広 告 業		27		0.8%	()	38		1.1%	()	-11	()	-28.9%	(-)
映 画 演 劇 業		1		0.0%	()	2		0.1%	()	-1	()	-50.0%	(-)
教 育 研 究 業		31		0.9%	()	29		0.8%	()	2	()	6.9%	(-)
官 公 署		1		0.0%	()	7		0.2%	()	-6	()	-85.7%	(-)
(陸 上 貨 物 運 送 業)		421	(3)	12.3%	9.7%	399	(3)	11.6%	11.1%	22	()	5.5%	()

注 第三次産業は通常、非工業的業種に運輸交通業、貨物取扱業を加えたものをいいますが、ここでは、非工業的業種の一〇業種(商業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、その他の事業、金融広告業、映画演劇業、教育研究業、官公署)を第三次産業と呼んでいます。

3 業種別事故の型別の労働災害発生状況

平成24年(1月～10月)

【表2 業種別事故の型別労働災害発生状況】

兵庫労働局

業 種 事故の型		墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	巻き込まれ・はさまれ・切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	無理な動作・動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計	
		全 産 業	545	712	204	203	69	155	507	239	6	1	87	13	8	11	1	1	239	2	360	41	27
第一・二次産業計（運輸交通業、貨物取扱業を含む）		384	262	127	170	49	102	409	151	4	1	43	10	7	10	1	1	80		174	12	5	2,002
製 造 業		101	140	52	85	21	30	282	96	2	1	34	9	1	10	1	1	9		70	4		949
鉱 業		2	3	1		1	1																8
建 設 業		153	31	20	47	15	29	50	33	1		5		5				14		21	3	1	428
運 輸 交 通 業		102	77	46	27	8	21	56	8			3	1	1				46		73	4	4	477
貨 物 取 扱 業		9	1	5	2		6	18	1	1		1						2		5	1		52
農 林 業		15	6	3	8	4	12	2	12									8		2			72
畜産・水産業		2	4		1		3	1	1									1		3			16
第三次産業計（運輸交通業、貨物取扱業を含む）		161	450	77	33	20	53	98	88	2		44	3	1	1			159	2	186	29	22	1,429
商 業	卸 売 業	10	16	2	4	1	5	8	2			1						2		4			55
	小 売 業	39	136	18	10	9	10	32	31	1		12						65	2	38	5	13	421
	上記以外の商業	5	4	3	2	1	2	3	2									2		2			26
	計	54	156	23	16	11	17	43	35	1		13						69	2	44	5	13	502
通 信 業		3	18	1	2		3	3										18		4			52
保 健 衛 生 業	医 療 保 健 業	8	23	3		1	5	3	2			4						5		23	13	2	92
	社会福祉施設	15	60	13			8	4	6			3						21		60	6	4	200
	上記以外の保健衛生業	1		2																	1		4
	計	24	83	18		1	13	7	8			7						26		83	20	6	296
接 客 娯 楽 業	飲 食 店	5	27	4	4			5	27			19	2		1			7		7	1	1	110
	ゴ ル フ 場	6	13	1	5			3	5	1		1								8			43
	上位以外の接客娯楽業	6	17	3				1	3	2				1				1		7		1	42
	計	17	57	8	9			4	13	30		20	2	1	1			8		22	1	2	195
清 掃 ・ と 畜 業	ビルメンテナンス業	16	43	5				2	2	1		1								7			77
	廃棄物処理業	6	10	5	2	1	3	13	4	1								8		10			63
	上位以外の清掃・と畜業	8	10	1	1			1	3	1										2			27
	計	30	63	11	3	1	6	18	6	1		1						8		19			167
そ の 他 の 事 業	営 備 業	5	17	4		1	1	1										5		1	2		37
	上記以外のその他の事業	19	32	9	2	6	7	9	7			3	1					12		13			120
	計	24	49	13	2	7	8	10	7			3	1					17		14	2		157
金 融 広 告 業		2	14						1									10					27
映 画 演 劇 業		1																					1
教 育 研 究 業		6	10	3	1		2	3	1									3			1	1	31
官 公 署								1															1

(陸上貨物運送業) 101 60 44 28 8 21 60 6 3 1 25 61 3 421

広報用 平成 24 年 死 亡 災 害 (平成24年10月31日作成)

作 数	署 鑑 理 番 号		災 害 発 生		業 種			事 故 の 型	起 因 物			発 生 状 況 概 要
	署 名	番 号	月 日	時 間	大 分 類	中 分 類	小 分 類	分 類 項 目	大 分 類	中 分 類	小 分 類	
1	神戸西	1	1月	12時台	建設業	土木工事業	その他の土木工事業	墜落、転落	荷	荷	機械装置	当該事業場の資材置き場で、アース・オーガーの掘進機構部分（長さ約3メートル、直径約0.5メートル、重さ約1.5トン）のモーターの修理を行った後、通行の妨げとなるので、それを移動式クレーンを用いて移動させるために、被災者がそれにワイヤロープをかけようとしたところ、それが被災者のもとに倒れたもの。
2	加古川	1	1月	8時台	建設業	土木工事業	道路建設工事業	激突され	動力機械	建設機械等	整地・運搬・積み込み用機械	造成地内の道路設置工事において、車両系建設機械（0.25ドラグショベル）を用いて碎石を敷き均す作業中、車両系建設機械後方でとんぼを使って碎石を均していた被災者が、後退してきた車両系建設機械に激突され死亡した。
3	加古川	2	1月	12時台	清掃・と畜業	清掃・と畜業	産業廃棄物処理業	飛来、落下	物上げ装置、運搬機械	動力運搬機	フォークリフト	災害発生事業場ではフォークリフトを用い、廃材仮置場からリサイクル用廃材置場に木屑等を構内運搬していたが、フォークリフト技能講習の資格を有しない運転者が、当該フォークリフトを運転中に、回転式アタッチメントを使って縦1メートル、横4メートルの鉄製の籠を縦向きにしていたが、爪から外れ落下、周辺で分別作業をしていた被災者に激突、被災者が下敷きになり約2時間後死亡した。
4	加古川	3	1月	14時台	製造業	金属製品製造業	洋食器・刃物製造業	はさまれ、巻き込まれ	動力機械	金属加工機械	シャー	被災者は一人で事業場敷地内の鉄工場の屋外外壁際に設置されたシャーを用いて鉄板の切断作業をしていたが、午後2時台に会社役員の男性が付近を通りかかったところ、シャー下部の動力を伝達する回転軸とテーブル下面に巻き込まれた状態の被災者を見つけたが既に死亡していたもの。
5	尼崎	1	2月	15時台	建設業	建築工事業	その他の建築工事業	墜落、転落	仮設物・建築物・構築物等	仮設物・建築物・構築物等	建築物、構築物	商店街のアーケード解体工事において、アーケード屋根上部にある消防用の消火足場の解体撤去準備のために消火足場の部材及び付設している消火管の一部を切断する作業を2名で行っていたところ、1名が切断用電動鋸の刃を交換するためにアーケードより降りた後、残った被災者が消火足場上で電線等の廃材の片づけ作業を行っていたところ、消火足場上からアーケード屋根を破り約7.3m下の地上に墜落したもの。
6	神戸西	2	1月	9時台	保健衛生業	社会福祉施設	社会福祉施設	交通事故（道路）	物上げ装置、運搬機械	動力運搬機	トラック	被災者が事業場から職場のバイクにより介護者宅に向かう途中、市道交差点において出会い頭にトラックと衝突したもの。
7	西宮	1	2月	10時台	建設業	土木工事業	その他の土木工事業	墜落、転落	環境等	環境等	地山、岩石	道路維持管理工事で道路沿い崖の落石防護ネット（金網）を補修するため、高さ約1.1メートルの法面上で落石処理をしていた被災者が墜落し、死亡したもの。被災者は同僚と2名で落石防護ネットの内側で作業をしており、被災者が使用していたと思われるロープがネットに掛かっていた。
8	神戸西	3	3月	15時台	建設業	建築工事業	その他の建築工事業	崩壊、倒壊	仮設物・建築物・構築物等	仮設物・建築物・構築物等	建築物、構築物	木造平屋建ての納屋の解体工事中、屋根瓦を撤去し、外壁材である杉板を取り外した状態で廃材の整理を行っていたところ、突然建物が南側に倒壊し、その下敷きになったもの。病院に入院していたが死亡したもの。
9	姫路	1	4月	14時台	建設業	建築工事業	その他の建築工事業	墜落、転落	仮設物・建築物・構築物等	仮設物・建築物・構築物等	屋根、はり、もや、けた、合掌	倉庫（自社の倉庫）屋根点検作業中に高さ6メートルの位置から墜落したもの。
10	尼崎	2	4月	9時台	製造業	鉄鋼業	鋳物業	有害物等との接触	物質・材料	危険物・有害物等	有害物	被災者が同僚と2名で、排熱を処理する溶解熱交換器の下部内で、耐火壁の剥離片等をバケツに入れて回収する作業を行っていたところ、有毒ガス（一酸化炭素と考えられる。）にばく露し、被災者が死亡し、同僚が一酸化炭素中毒と診断され治療を受けているもの。
11	加古川	4	4月	11時台	建設業	建築工事業	木造家屋建築工事業	崩壊、倒壊	物上げ装置、運搬機械	動力運搬機	トラック	火災現場で焼跡の撤去作業を行っていた被災者が、横転した状態の焼けたトラックと停止していたドラグショベルのバケツの間で焼けガラを1人で片付けていたところ、焼けたトラックが倒れ、焼けたトラックとバケツとの間に挟まれたもの。

広報用 平成 24 年 死 亡 災 害 (平成24年10月31日作成)

作 数	署 理 番 号		災 害 発 生		業 種			事 故 の 型	起 因 物			発 生 状 況 概 要
	署 名	番 号	月 日	時 間	大 分 類	中 分 類	小 分 類	分 類 項 目	大 分 類	中 分 類	小 分 類	
12	但馬	1	4月	10時台	建設業	土木工事業	その他の土木工事業	墜落、転落	環境等	環境等	地山、岩石	被災者を含め3名で、有害鳥獣用防護柵の設置及び庭園の整地を斜面上で行っていたところ、被災者が斜面上より約8m下の地面に墜落したものの。
13	姫路	2	5月	15時台	建設業	土木工事業	その他の土木工事業	激突され	環境等	環境等	立木等	被災者を含め3名で、作業用通路確保のために杉(胸高直径35cm程度・高さ20m強)をチェーンソーを用いて伐倒したところ、跳ね上がり、附近で作業を行っていた被災者に伐倒木の枝(推定)が激突したものの。
14	加古川	5	2月	17時台	その他の事業	その他の事業	警備業	はさまれ、巻き込まれ	動力機械	建設機械等	締固め用機 械	道路舗装工事現場において交通誘導を行っていた被災者(警備員)が、車両の誘導作業中にローラーの後方に立ち入り、アスファルト転圧中のローラーが後進したためローラー後部車輪に轢かれたものの。
15	相生	1	6月	8時台	建設業	土木工事業	土地整理土木工事業	墜落、転落	物上げ装置、運搬機械	動力運搬機	トラック	被災者が作業場内の表土除去作業のためにダンプトラックを運転し、表土を作業場内の指定場所へ運搬していたところ、高さ約260メートルの地点からダンプトラックごと転落したものの。 被災者は、運転席から投げ出され、高さ約200メートルの地点で発見された。
16 C1	西宮	2	6月	1時台	運輸交通業	道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業	はさまれ、巻き込まれ	その他の装置等	その他の装置・設備	その他の装置、設備	被災者が、配送先で荷物納品トラックヤードの閉まりかかっている電動シャッターの隙間から建物内に入ろうとして、電動シャッターと床にはさまれたものの。
17	姫路	3	6月	10時台	その他の事業	その他の事業	その他	交通事故(道路)	物上げ装置、運搬機械	乗物	乗用車、バス、バイク	被災者は研修参加のため、軽乗用車を運転し事業場から研修会会場へむかって県道を北進していたところ、カーブで反対車線に入った際に、南進してきたトラックと衝突したものの。
18	西脇	1	7月	19時台	運輸交通業	道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業	交通事故(道路)	物上げ装置、運搬機械	動力運搬機	トラック	被災者がトラックを運転して(同乗者なし、雑誌等を運搬)、東名高速道路下り線から新東名高速道路に合流する連絡路下り線を走行中、急カーブとなっているところにおいて、当該トラックが高架橋の壁(高さ約1メートル)を乗り越えて10数メートル下の地上に墜落したものの。
19	伊丹	1	7月	8時台	建設業	建築工事業	鉄骨・鉄コンクリート造家屋建築事業	感電	その他の装置等	電気設備	送配電線等	マンションの新築工事現場において、コンクリートポンプ車で2階床のコンクリートを打設するため、躯体側へブームを伸ばしたところ、ブームの先端が高圧電線に引っ掛かり、被災者が足場上で引っ掛かったブームを外そうとしていたところ、感電して足場上に倒れたものの。
20	淡路	1	7月	8時台	その他の事業	その他の事業	その他	墜落、転落	仮設物・建築物・構築物等	仮設物・建築物・構築物等	建築物、構築物	魚のいけす(100kg程度)を岸壁から海面へジブクレーンを用いて降ろす作業をしていた被災者が、いけすを海面へ着床させた後、岸壁から推定約1.8m下の当該いけすの上面に墜落したものの。
21	淡路	2	8月	10時台	製造業	輸送用機械等製造業	造船業	感電	その他の装置等	電気設備	送配電線等	被災者がスポットクーラー(定格電圧200V)の修理作業を行っていた時、右手が当該スポットクーラーと電源とを接続していたキャプタイヤケーブルのジョイント部の充電部分に接触したことにより感電したものの。
22	西宮	3	7月	5時台	商業	小売業	新聞販売業	交通事故(道路)	物上げ装置、運搬機械	乗物	乗用車、バス、バイク	被災者がバイクで朝刊の配達中、歩道から車道に出た際に、右方向から直進してきた軽四輪車と衝突したものの。

広報用 平成 24 年 死 亡 災 害 (平成24年10月31日作成)

件数	署整理番号		災害発生		業 種			事故の型	起因物			発生状況概要
	署 名	番号	月 日	時 間	大分類	中分類	小分類	分類項目	大分類	中分類	小分類	
23	西脇	2	7月	13時台	製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙	転倒	物上げ装置、運搬機械	動力運搬機	フォークリフト	被災者は、パルプ製品（約1 t）を仮置きするため、フォークリフト（2.5 t）で製品をバックで運搬走行していたところ、車体が転倒し、ヘッドガードと床面の間にはさまれたもの。
24	神戸東	1	8月	16時台	製造業	輸送用機械等製造業	造船業	おぼれ	環境等	環境等	水	水深1.5 mの海で新人の潜水訓練を行っていた時、教官が水没し行方不明となり、後日、海底で遺体が発見されたもの。
25	西宮	4	8月	4時台	運輸交通業	道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業	交通事故（道路）	物上げ装置、運搬機械	動力運搬機	トラック	被災者は、中型トラックで福岡市から大阪市に向け商品を配送中、山陽自動車道上り線のサービスエリアの進入路において、トラックを駐車し仮眠していたところ、後方より大型トラックに追突されたもの。
26	神戸西	4	9月	9時台	清掃・と畜業	清掃・と畜業	その他の廃棄物処理業	交通事故（道路）	物上げ装置、運搬機械	動力運搬機	トラック	被災者は、こう配12度の下り坂にバックカー（機械式ごみ収集車）を停車させ、ごみを搬入していたところ、バックカーが前に動き出したため、数名で前に回り込み停止させようとしたが止まらず、被災者が轢かれたもの。
27	淡路	3	9月	9時台	建設業	その他の建設業	機械器具設置工事業	感電	動力機械	金属加工機械	研削盤、バフ盤	配管を取り替える工事において、被災者は、貯湯槽上で電動式の可搬式グラインダを用いて配管（鋼製）を切っていたところ、配管上に倒れ込んだもの。
28	尼崎	3	8月	6時台	商業	小売業	新聞販売業	交通事故（道路）	物上げ装置、運搬機械	乗物	乗用車、バス、バイク	原動機付自転車で朝刊配達中、普通乗用車と出会い頭に衝突したもの。
29	加古川	6	6月	10時台	建設業	その他の建設業	電気通信工事業	転倒	仮設物・建築物・構築物等	仮設物・建築物・構築物等	建築物、構築物	発注者の作業場内において分電盤の取替工事を終えた労働者が、移動中に発注者事務所の前で転倒したもの。
30	加古川	7	9月	13時台	建設業	建築工事業	木造家屋建築工事業	墜落、転落	仮設物・建築物・構築物等	仮設物・建築物・構築物等	屋根、はり、もや、けた、合掌	スレート葺き建物の屋根材を撤去する作業中、屋根の石膏ボードを踏み抜いて約5メートルの高さから墜落したもの。
31	淡路	4	10月	6時台	畜産・水産業	水産業	その他の水産業	墜落、転落	物上げ装置、運搬機械	動力運搬機	フォークリフト	被災者は同僚が運転するフォークリフトのフォークに乗り、高さ3～4 mの日よけ網を直そうとしていた際、高さ約1.5 mのフォーク上からコンクリート床に墜落したもの。
32	神戸東	2	10月	3時台	運輸交通業	鉄道・軌道・水運・航空業	水運業	はさまれ、巻き込まれ	物上げ装置、運搬機械	動力運搬機	コンベア	荷揚げのため接岸していた運搬船の荷をベルトコンベアで荷揚中、当該コンベアのベルトとローラーの間に挟まれている被災者を見つけたもの。なお、被災者は、この3時間前に故障修理のためローラーに注油作業を行っていた。

兵労発基第 1193 号の 2
平成 24 年 10 月 16 日

関係団体 代表者 殿

兵庫労働局長

労働災害減少に向けた緊急要請について

全国及び兵庫県内の労働災害発生件数は、長期的には着実に減少してきましたが、平成 22 年、23 年と 2 年連続で増加しました。

この間、兵庫労働局においても、労働災害が増加傾向にある業種に対する集中的な指導の実施、リスクアセスメントの普及など、労働災害の減少に向けた様々な取組を行ってきました。また、関係団体に対しても、労働災害防止対策の推進を要請しました。

その結果、労働災害発生件数は、2 年連続増加したものの、死亡労働災害については平成 22 年の 60 人から平成 23 年は 37 人と約 4 割の大幅減少となりました。

しかしながら、平成 24 年に入って、9 月末までの死亡災害は昨年 9 月末の 25 人から 29 人へと 16%の増加となっています。労働災害発生件数は、8 月末まで対前年比較で増加傾向が続き、9 月末で対前年比較で 1%減少に転じましたが、なお 3 年連続の増加が危惧されます。

このため、別添のとおり労働災害の減少に向けた緊急要請をいたします。貴団体としての取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

労働災害減少に向けた緊急要請

全国及び兵庫県内の労働災害発生件数は、長期的には着実に減少してきましたが、平成 22 年、23 年と 2 年連続で増加しました。

この間、兵庫労働局においても、労働災害が増加傾向にある業種に対する集中的な指導の実施、リスクアセスメントの普及など、労働災害の減少に向けた様々な取組を行ってきました。また、関係団体に対しても、労働災害防止対策の推進を要請しました。

その結果、労働災害発生件数は、2 年連続増加したものの、死亡労働災害については平成 22 年の 60 人から平成 23 年は 37 人と約 4 割の大幅減少となりました。

しかしながら、平成 24 年に入って、9 月末までの死亡災害は昨年 9 月末の 25 人から 29 人へと 16%の増加となっています。労働災害発生件数は、8 月末まで対前年比較で増加が続き、9 月末で対前年比較で 1%減少に転じましたが、なお 3 年連続の増加が危惧されます。

労働災害が増加に転じた背景には、様々な要因があります。リーマンショック以降の生産水準の回復や東日本大震災の復旧・復興需要の影響もその一因と考えられます。また、厳しい経営環境の中での安全衛生管理体制の劣化も懸念されます。第三次産業や陸上貨物運送事業の労働災害は、長期的に労働災害が減少する中でも横ばい傾向を続けてきており、特に第三次産業は、全労働者数に占めるウエイトが高くなる中、必ずしも十分な安全管理体制が確保されていないことが危惧されます。さらに、若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対して効果的な安全衛生教育が実施されているのでしょうか。

いずれにしても、いかなる経済情勢下にあっても、労働災害は本来あってはならないものです。事業者の皆様におかれましては、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請します。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害の防止に努めていただきますよう、要請いたします。

- 1 安全衛生管理体制の充実
- 2 個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育の実施
- 3 「見える」安全活動など創意工夫した効果的な自主的安全衛生活動の実施

平成 24 年 10 月 16 日

兵庫労働局長 前田 芳延

「あんぜんプロジェクト」に参加をしよう！

「働く人」、「企業」、「家族」が

元気になる職場を創るプロジェクトです。

厚生労働省においては、労働災害のない日本を目指す安全への取り組みで

「あんぜんプロジェクト」

と題して、働く方の安全に一生懸命に取り組んでいる企業を応援しています。

記

「あんぜんプロジェクト」参加規約

2011年6月30日制定
2011年11月1日一部改定

1.趣 旨

働く人の安全を確保することは事業者の責務であり、企業において最優先に取り組んでいただきたいことです。安全への取組は働く人の安全と健康を守るだけでなく、生産性の向上が期待されるとともに、企業内の士気を高め、そこで働く人同士の信頼感の向上につながることを期待されます。このような労働環境であれば、働く人も働きがいを持って業務をこなし、個々の能力を向上させることもできます。また、ご家族も安心して働く人を会社に送り出せます。安全への取組は、いわば、企業の礎です。

このように、良い製品やサービスを消費者に提供することとそこで働く人の安全への取組は切り離せないものであり、消費者の皆様にとっても、両者はともに企業のマネジメントのレベルを示すものとして重要な指標であると考えています。

「あんぜんプロジェクト」に参加する企業は、このような理念のもと、労働災害のない日本を目指して、働く人の安全に一生懸命に取り組むものとします。

2.参加資格

- (1) 働く方の安全に一生懸命に取り組んでいる事業場・企業または企業グループ(以下、「事業場等」といいます。)であること。
- (2) 以下ア、イのいずれかを満たすこと
ア. 事業場等での安全活動の状況、労働災害の発生状況等(以下、「安全情報」といいます。)をホームページで公開していること(企業のCSR報告書の一部でもかまいません。)
イ. ホームページを開設していない又はホームページで安全情報を公開していない事業場等にあつては、申請書(様式第2号)を提出し、承認を得ていること。
- (3) 労働保険に加入していること。

3.参加申請

- (1) 「あんぜんプロジェクト」サイトから申請書(様式1号※)をダウンロードの上、電子メールで「あんぜんプロジェクト」参加手続き申請窓口(以下、「窓口」といいます。)に提出し、承認を得ることで参加できます。

※2(2)アの条件を満たしていない場合、様式1号に加え、様式2号の提出も必要となります。

- (2) 申請書の記載等から「あんぜんプロジェクト」の趣旨に反することが明らかであると認められる場合には、参加が承認されないこともあります。
- (3) 申請いただいた様式1号及び2号は参加申請に伴う確認及び窓口からの連絡以外の用途に使用す

ることはありません。

4.プロジェクトメンバーの公表

- (1) 「あんぜんプロジェクト」に参加された企業は、「あんぜんプロジェクト」メンバー(以下、「プロジェクトメンバー」といいます。)と呼びます。
- (2) プロジェクトメンバーは、当「あんぜんプロジェクト」サイトで企業名等を公表します。

5.活動期間

「あんぜんプロジェクト」の活動は、平成 26 年 3 月 31 日までとします。

安全は企業の礎です。

働く人の安全を確保することは事業者の責務であり、
企業において最優先に取り組んでいただきたいことです。

安全への取組は働く人の命や健康を守るだけでなく、
生産性の向上が期待されるとともに、企業内の士気を高め、
働く人同士の信頼感の向上につながる事が期待されます。

このような労働環境であれば、働く人は働きがいをもって
業務をこなし、個々の能力を向上できます。

また、ご家族も安心して働く人を会社へ送り出せます。安全への取組は、いわば、企業の礎です。

このように、良い製品やサービスを消費者に提供することとそこで働く人の安全への取組は切り離せない
ものであり、消費者の皆様にとっても、両者はともに企業のマネジメントのレベルを示すものとして重要な指標
であると考えています。



プロジェクトメンバーになりませんか！

あんぜんプロジェクトでは、労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるメンバーを募集いたします。

あんぜんプロジェクトメンバーは当サイトでご紹介いたします。

参加手続きについてのお問い合わせ

参加手続き申請窓口

(富士通株式会社)

電話(直通): 03-5962-3138

e-mail: contact-anzenproject@cs.jp.fujitsu.com

あんぜんプロジェクトについてのお問い合わせ

あんぜんプロジェクト事務局

(厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課)

電話(直通): 03-3595-3225

※ あんぜんプロジェクトの参加手続きに係る事務は、平成 24 年度「安全から元気を起こす戦略」総合推進事業の
委託契約を厚生労働省と締結した富士通株式会社が実施します。

(厚生労働省のホームページ「あんぜんプロジェクト」より抜粋)

働く人たちが年末年始を無災害で過ごし、 明るい新年を迎えよう！

年 末 年 始 無 災 害 運 動

「あせらず 無理せず 油断せず 無事故でつなぐ年末年始」

1 趣旨

年末年始無災害運動は、働くひとたちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるようにという趣旨で、昭和46年から厚生労働省が後援し、中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で42回目を数える。

我が国における労働災害の発生件数は実に33年ぶりに平成22年、23年と2年連続増加しており、本年に入ってもこの増加傾向には歯止めがかからず、この傾向が続けば3年連続増加という極めて憂慮すべき事態も想定される。

このような状況を受け、平成24年9月28日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部長より「労働災害減少に向けた緊急要請」が寄せられたところである。

また、東日本大震災復旧・復興工事においても墜落・転落や飛来・落下などの労働災害防止対策や除染作業での安全衛生対策が求められている。

一方、健康面では、依然として労働者のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害が深刻な状況であるとともに、腰痛や職場で取り扱われる有機溶剤などの化学物質による健康障害など課題も多い。

このような状況の中、職場の安全や労働者の健康を確保していくためには、経営トップ自らが先頭に立ち、安全衛生管理体制や安全衛生活動について改めて総点検を行い、リスクアセスメントや安全衛生教育、危険予知活動などの日常的な安全衛生活動を強化していくことが求められる。

とりわけ年末年始は、あわただしく、生活のリズムも変わりやすく、特に、大掃除や機械設備の保守点検・始動等非定常作業が多くなることから、各事業場、職場では災害防止のための特別な配慮が必要となる。

このような趣旨を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、

「あせらず 無理せず 油断せず 無事故でつなぐ年末年始」

を標語として展開することとする。

2 実施期間

平成 24 年 12 月 15 日から平成 25 年 1 月 15 日までとする。

3 運動標語

「あせらず 無理せず 油断せず 無事故でつなぐ年末年始」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

- (1) 機関誌、インターネット等を通じての広報
- (2) リーフレット等の制作及び配布
- (3) 小冊子、ポスター、のぼり等の頒布

8 事業場が緊急要請を受け取組むべき事項

- (1) 安全衛生管理体制の充実
- (2) 個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育の実施
- (3) 「見える」安全活動など創意工夫した効果的な自主的安全衛生活動の実施

9 事業場が行う個別実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入
定着
- (3) メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- (4) KY（危険予知）活動を活用した「現場力」の強化と 5S の徹底
- (5) 非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (6) 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- (7) 安全衛生パトロールの実施
- (8) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (9) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (10) 交通労働災害防止対策の推進
- (11) 東日本大震災に伴う復旧・復興工事における労働災害防止対策
- (12) 化学物質管理の徹底
- (13) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の実施
- (14) インフルエンザ等感染予防対策の徹底
- (15) 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (16) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施